

■負担限度額認定申請について

町民税非課税世帯の方が施設入所やショートステイを利用する際、食費や居住費（滞在費）の自己負担が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、保健福祉課介護保険係への申請が必要です。（軽減の認定期間：8月1日～翌年7月31日）

●申請に必要なもの

- 本人および配偶者の預貯金通帳（最終記帳が申請日から2か月以内のもの）、有価証券、投資信託の写しなど
- 認定の要件
 - 世帯全員が住民税非課税であること
 - 住民票上、別世帯の配偶者も住民税非課税であること
 - 預貯金などの資産の状況が下記の表に該当すること

●負担限度額（1日当たり） ※令和8年8月1日から変わります 変更部分は青字で表記しています。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金などの資産の状況	居住費（滞在費）の負担限度額						食費	
			ユニット型		従来型個室		多床室			
			個室	個室的多床室	特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院（注）		
第1段階	生活保護受給者	要件なし								
	世帯全員が住民税非課税 ※	老齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
前年の年金収入など		82.65万円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 *600円
		82.65万円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	680円 *1,030円
第3-2段階	120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円	1,420円 *1,360円	

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設または「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養施設の床面積が8㎡/人以上に限る）が対象です。その他の老健・医療院等の場合、第1段階は0円、第2段階以降は一律430円となります。

*印の金額は、短期入所生活介護、または、短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※年金収入など＝公的年金など収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金所得金額を除いた所得金額）

05 空き家無料相談会

町では、司法書士会、宅建協会の協力のもと「空き家無料相談会」を開催します。空き家に関する困りごとを、専門家に相談しませんか。

日時 8月22日(土)午前10時～午後4時

会場 図書館視聴覚室

内容 相続・登記、不動産取引、住宅の除却に関する相談

定員 10件程度（1件当たりの相談は45分以内）

申込 郵送、または、メールにより申込書を提出してください。申込書は建設課で配布、または、町ホームページに掲載しています。詳細は町ホームページをご確認ください。

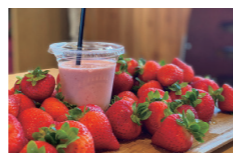
町ホームページ「空き地・空き家対策」（建設課）



問 建設課 管理室 管理係

04 ぴっぷいちごキャンペーン

町内の飲食店9店舗で、「ぴっぷいちご」を使った限定スイーツやドリンクを販売しています。



販売期間 6月19日(金)～7月31日(金)

参加メニュー・参加店（順不同）

- いちごスカッシュ《Calmiss Cafe》
- 苺パフェ《ばらえていきっちゃん紙風船》
- スムージーフロート、いちごソフト《NANA PLAZA》
- いちごスムージー《ピピカフェ比布駅》
- いちごサンド（土日限定）《ピピマルシェ》
- 特製まっかるん《ぴっぷりん》
- いちごかき氷、いちごミルク《道CAFE》
- プレミアムソフト《遊湯ぴっぷ内「休憩処」》
- 3時のおやつバーガー、贅沢かき氷《ブルスキッチン》

問 商工観光課 商工観光振興室 商工労働係

03 令和8年度 65歳以上の皆さんへ 介護保険料のお知らせ

介護保険は、「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、社会全体で支えあう制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに介護保険のサービスを利用することができます。介護保険は、被保険者が納める保険料と、国や道、町の負担金を財源に運営されています。

問 介護保険制度について
保健福祉課 社会福祉室 介護保険係
保険料の納付について
税務住民課 税務住民室 税務係

町ホームページ
「介護保険料について」
(保健福祉課)



■第9期介護保険料について

比布町第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）で決定された、今年度における65歳以上の方の介護保険料は、次のとおりです。介護保険料決定通知書を7月上旬に各世帯に送付していますので、内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。なお、40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険料（税）に含まれ、医療保険料（税）として納付されます。

基準額 月額 6,300円 × 12か月 = 75,600円

所得段階	対象者		所得の状況	保険料率	年間保険料
	町民税課税状況				
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.285	21,500円
			課税年金収入と 合計所得金額の 合計		
第2段階	非課税	非課税	82.65万円以下	基準額 × 0.485	36,600円
第3段階	非課税	非課税	82.65万円超 120万円以下	基準額 × 0.685	51,700円
第4段階	課税	非課税	120万円超	基準額 × 0.9	68,000円
第5段階	課税	非課税	82.65万円以下	基準額	75,600円
第6段階	—	課税	82.65万円超	基準額 × 1.2	90,700円
第7段階	—	課税	120万円未満	基準額 × 1.3	98,200円
第8段階	—	課税	120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.5	113,400円
第9段階	—	課税	210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.7	128,500円
第10段階	—	課税	320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.9	143,600円
第11段階	—	課税	420万円以上 520万円未満	基準額 × 2.1	158,700円
第12段階	—	課税	520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.3	173,800円
第13段階	—	課税	620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.4	181,400円
			720万円以上	基準額 × 2.4	181,400円

■介護保険料の納付方法

65歳以上の方の納付方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（直接納付）があり、年金受給者で受給金額の年間総額が18万円以上の方は、原則、特別徴収になります。普通徴収の方は、納付書により役場出納窓口や金融機関で直接納付いただくか、口座振替をご利用ください。